

平成28年度 あさぎり町議会第8回会議会議録（第21号）						
招集年月日	平成29年3月7日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成29年3月7日 午前10時00分			議長	山口和幸
	散会	平成29年3月7日 午後2時13分			議長	山口和幸
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○	16	山口和幸	○	
議事録署名議員	1番 市岡貴純 2番 難波文美					
出席した議会書記	事務局長 片山守 事務局書記 林敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	中村富人	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	小谷節雄	○	会計 管理者	上渕幸一	○
	企画財政 課長	神田利久	○	農業振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設林業 課長	坂本健一郎	○
	生活福祉 課長	小見田文男	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長	上村哲夫	○	農業委員会 事務局長	大林弘幸	○
	健康推進 課長	岡部和平	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第21号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 定例日の会議日程報告
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 行政報告及び教育行政報告
 - 日程第 5 施政方針説明
 - 日程第 6 議案第39号 あさぎり町特別支援学級等通学支援事業条例の制定について
 - 日程第 7 議案第41号 あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 8 議案第42号 あさぎり町ごみ袋の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 9 議案第43号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第10 議案第44号 あさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第11 議案第45号 あさぎり町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
 - 日程第12 議案第46号 あさぎり町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第13 議案第47号 あさぎり町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第14 議案第48号 あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 定例日の会議日程報告
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 行政報告及び教育行政報告
 - 日程第 5 施政方針説明
 - 日程第 6 議案第39号 あさぎり町特別支援学級等通学支援事業条例の制定について
 - 日程第 7 議案第41号 あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 8 議案第42号 あさぎり町ごみ袋の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 9 議案第43号 あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第10 議案第44号 あさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第11 議案第45号 あさぎり町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
 - 日程第12 議案第46号 あさぎり町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第13 議案第47号 あさぎり町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第14 議案第48号 あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
-

午前10時 開 会

●議会事務局長（片山 守君） 起立、礼、おはようございます。着席。

◎議長（山口 和幸君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成28年度あさぎり町議会第8回会議を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（山口 和幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、市岡貴純議員、2番、難波文美議員を指名します。

日程第2 定例日の会議日程報告

◎議長（山口 和幸君） 日程第2、定例日の会議日程報告を行います。本定例日の会議運営について、議会運営委員会が開催されておりますので、ここで小出議会運営委員長の報告を求めます。

◎議会運営委員長（小出 高明君） おはようございます。議会運営委員会より報告いたします。先週2月28日、火曜日、午前10時より議事堂研修室におきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。本定例日の会議日程については、お手元に配付のとおり、本日より3月17日金曜日までといたしました。会議に付する事件については、今回は25議案の提案が予定されておりますが、すべての議案を本会議において審議することといたします。なお、今回の定例日では、町長より示される新年度施政方針を受けての一般質問を行うため、会議日程の変更を行っております。具体的には一般質問を日程後半に行うこととし、まず、本日は町長の施政方針の説明の後、議案第39号と、議案第41号から第48号の提案理由説明と審議、採決を行います。あす8日は、議案第49号から第56号の平成28年度補正予算の提案理由説明と審議、採決、並びに議案第57号から第65号までの平成29年度一般会計、各特別会計予算の提案までを行います。9日、10日、13日の3日間、議案第57号から第65号までの当初予算について、詳細説明と質疑を行います。なお、11日及び12日は休日のため休会といたします。9日は税務課を除く総務文教常任委員会所管分、10日は厚生常任委員会所管課と税務課分、13日は建設経済常任委員会所管分といたします。なお、今回も各課より説明補助職員の出席を認めておりますので、詳細な質疑については、極力この3日間に済ませていただくようお願いいたします。また役場の人事異動内示により、新課長予定者も勉強のために参加いたしますので、よろしくをお願いいたします。引き続き14日から16日の3日間で、一般質問を行うことといたしました。今回は11名の議員の登壇が予定されておりますが、簡潔で建設的な政策論争が展開されますよう、議員各位のご奮闘を期待いたします。最終日の17日は、議案第57号から第65号までの、当初予算の総括質疑と採決を行います。また追加日程や議員発議案件が予定される場合は、審議のほど、よろしくをお願いいたします。昨年12月以降に受けた陳情書の取り扱いについては、配付した一覧表のとおりであります。その他、議会運営については、議会運営の指針の定めのとおりでありますので、議員各位の御協力をお願いいたします。以上、議会運営委員会の報告を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 従いまして、本定例日の日程は本日から3月17日までといたします。

日程第3 諸般の報告

◎議長（山口 和幸君） 日程第3、諸般の報告を行います。まず私、議長より報告をいたします。お手元に配付のとおりではありますけれども、2ページ、2月17日に熊本県の議長会第67回の定期総会がございました。その折に、宣言、決議、特別決議等を行いましたので、諸般の報告の裏に添付をしております。皆さん方、一読をよろしくお願い申し上げます。それから、3月の2日、木曜日でございますが、上球磨正副議長会と4町村長の懇談会を行っておりますけれども、それにつきましては、上球磨の正副議長会で上球磨

の今後のありようについての議論をしてまいりましたけれども、その中で、上球磨消防署、それから公立多良木病院、そして県立多良木高校の跡地の問題等につきまして、やはり、上球磨の町村長とのいろんな打ち合わせが必要であるということで、3月2日に湯前の湯楽里で開催したところでございます。それを受けて、実は多良木町の町長選挙がございまして、吉瀬町長が誕生いたしました。吉瀬町長が上球磨消防組合の組合長になるということが決まりましたので、こちらから要望いたしておりました上球磨消防署の今後の有り様、あるいは公立病院のありよう、そして県立多良木高校の跡地の問題についても、みんなで議論して、解決に当たっていくということ、申し合わせしたというところでございます。それでは、本日までに受理をいたしました、平成28年12月定例日以降の請願書、陳情書については、お手元に配付しました一覧表のとおりでありますけれども、あさぎり町駅前にかかる駐車場の拡充についての要望書は、建設経済常任委員会へ付託をいたします。要望書等の中に書いてあります、あさぎり町駅前にかかる駐車場の拡充については、球磨地域農業協同組合、代表理事組合長、福田勝徳組合長から、さらに、あさぎり町駅前駐車場（まちなか駐車場）用地購入に関する要望書につきましては、あさぎり町商工会会長、松下会長から出ておりますので、これらを建設経済常任委員会付託をいたします。それから、続きまして、例月現金出納検査につきましては、12月定例日以降の指摘事項はあっておりますけれども、検査報告書は事務局に保管してありますので、閲覧していただきたいというふうに思います。以上で議長の報告を終わります。次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。総務文教常任委員長。

◎総務文教常任委員長（永井 英治君） おはようございます。総務文教常任委員会の報告をいたします。平成28年12月20日、町内の文化財6カ所の現地調査を行いました。免田西、永才地区の才園古墳群、上南麓地区の秋時観音堂、岡原北宮麓地区の宮原観音堂、須恵阿蘇地区の平等寺跡の庚申塔、同じく覚井地区の覚井観音、深田北仁王地区の勝福寺、それぞれ担当職員の説明を受け、調査を行っております。それぞれの文化財の現状と、今後の課題としては、文化財そのものの劣化が見られるカ所もあり、これからの保存の方法や、その幾つかは日本遺産に認定されておまして、その日本遺産としての今後の取り組みが課題となっております。次に1月27日、午前10時より、白髪岳会議室において、付託案件の審査と所管事務の調査を行いました。まず、本常任委員会に付託されておりました請願書、あさぎり町防災対策基本条例の制定についてを審査をしております。初めに紹介議員の小見田和行議員より、請願書の趣旨説明を受け、それぞれの委員からの質問の後、審査をしております。審査の結果、全国の他の町村の先進事例などを調査した上で、再度審査をしたほうがよいとの委員会の結論から、再度審査をすることとしました。そのほかにも、所管事務の調査としまして、公共施設等総合管理計画について、学校ICT機器更新事業について、スクールバス運行条例について、奨学金条例の改正について、それぞれ担当課の説明を受け、調査をしておりますが、その後の全員協議会において審議をなされておりますので説明は省略いたします。続きまして、2月22日から23日にかけて、委員会研修を行っております。まず22日、玉名郡長洲町におきまして、小学校運動部活動の社会体育移行について、研修をいたしました。長洲町におきましては、平成27年6月、第1回目の社会体育移行への検討委員会が開かれ、その後、平成28年3月までの9カ月間に、25回の検討委員会や、保護者、指導者との意見交換会を開催され、平成28年度、今年度ですが、今年度より、もう既に社会体育へ移行しており、まずそのスピード感のある実行力には大変感心を受けました。部活動の移行先につきましては、町内の少年スポーツ団体のほかにも、体育協会加盟団体や、町指定管理者の町総合スポーツセンター、それにNPO法人長洲にこにこクラブ、そして子供たちが参加しやすいように、競技力向上と試合を目指すクラブとフレンドリーに楽しむクラブとが同じ種目に存在をし、子供たちの放課後のさまざまな今居場所づくりにも考えた取り組みが行われておりました。そして、指導者の中には、仕事が終わった後の学校の先生もおられまして、他の学校の児童もすぐれた先生、そして指導者の指導が受けられるといったメリット

もあります。最後に同席されていた議員からの言葉で、なぜ長洲町だけが他の町村に先駆けて取り組むのか、疑問でありましたが、移行後もさまざまな問題や課題が出てきていることを考えれば、少しでも早く実行しておいてよかったと思う、という言葉が大変印象的でした。次に23日、上益城郡山都町におきまして、重要文化財、通潤橋の被災状況と復旧について研修を行っております。昨年4月14日、16日の熊本大地震によりまして、水が通る石管の割れや、目地漆喰の損傷により水漏れが発生する甚大な被害が発生しております。しかし、被災後のブルーシートでの設置等、町の観光部局、文化財部局と一緒に、地元土地改良区との連携がうまくとれていたことで、6月の豪雨のときにも二次的災害は発生しなかったとのことでありました。復旧に要する期間は3年、費用は約1億3,000万を要するとのことでしたが、観光と同時に、白糸台地への用水路としての機能を併せ持つ、通潤橋の1日も早い復旧を心から願って研修を修了しております。2月27日、白髪岳会議室におきまして、付託案件の審査と、所管事務の調査を行っております。付託案件の請願書、あさぎり町防災基本条例の制定について、今回で2回目の審査をいたしました。既に存在する、全国または県内の市町村の条例を参考にして審査をいたしました。条例の内容を含めて、委員会としての一致した意見を見出すことができず、また十分な審査をするまでは結論を急ぐべきではないとの考えから、この付託案件は継続審査といたしました。所管事務の調査としましては、あさぎり町特別支援学級等通学支援事業について、あさぎり町運動公園条例の改正について、公共施設等総合管理計画について、調査をいたしました。いずれの件も、先日の全員協議会で審議をしておりますので、説明は割愛させていただきます。以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

◎議長（山口 和幸君） 次に、厚生常任委員会の報告を求めます。奥田厚生常任委員会委員長。

◎厚生常任委員長（奥田 公人君） 皆さん、おはようございます。厚生常任委員会報告を行います。平成29年1月30日から1月31日の2日間、広島県北広島町と呉市に委員会研修を行いました。参加人員は、厚生常任委員5名と健康福祉課より片山美佳主幹と高齢福祉課より向坂香織主幹の2名にも参加をいただきました。1月30日は午後2時より、北広島町を伺い、高齢者虐待防止の取り組みについて研修を行いました。1、北広島町高齢者虐待防止早期発見の手引きに沿って迅速に対応されている。2、高齢者虐待防止研修会を開催されている。3、北広島町高齢者虐待防止早期発見の手引きを平成25年に作成され活用されている。4、対応する職員の技術、スキルアップを図っておられる。5、役場内の各課役場庁舎内の職員連携を意識的に行っておられる。などの説明がありました。高齢者虐待を防止し、早期発見するには、情報収集の大切さが1番と考えられました。1月31日には、午前10時より、呉市を伺い呉市国民健康保険保健事業の取り組みについて研修を行いました。健康寿命の延伸と、国民健康保険の健全運営を図るため、生活習慣病予防を柱とした、保健事業の推進を実施しておられました。その中で、レセプトのデータベース化を導入しておられ、糖尿病腎症等の重症化予防、重複・頻回受診者の保健指導、生活習慣病2次・3次予防併用禁忌回避医療品の情報提供、医療費分析、調査研究などに、取り組んでおられ、ジェネリック医薬品の使用促進通知や訪問指導、重症化予防など、各種保険事業にも対応しておられ、特にドクターとの連携がとられており、地域総合チーム医療の推進が進められているということに感心しました。医療機関、医師との連携がとられていることに感銘を受けました。ジェネリック医薬品の使用促進においては、あさぎり町でも実施されていることですが、もっと積極的な勧奨を図っていくことの必要性を感じました。平成29年2月23日、午後1時から生活福祉課、高齢福祉課、町民課より説明申し出案件があり、会議を実施しました。1、ヘルシーランド改修整備等について、生活福祉課より説明がありました。あさぎり町温泉施設再編等に係る検討作業部会を結成される。1、施設部会は、生活福祉課、高齢福祉課、建設林業課、商工観光課、農業振興課、社会福祉協議会より結成され、ヘルシーランド各設備のリニューアルに関すること、ふれあい福祉センター設備内容の変更等に関することを検討されます。2、福祉事業運営部会は、生活福祉課、高齢福祉課、

企画財政課、健康推進課、社会福祉協議会より結成され、ヘルシーランド及びふれあい福祉センターへの利用者のアクセス等、交通利便性の確保に関する事、現に指定管理委託を行っている各施設での事業のうち、事前に検討が必要と認められるもの、各施設で現に実施している福祉事業の内容に関する事等を検討されます。その他、あさぎり町温泉施設へ再編等に係る検討作成部会の事業計画案の報告等がありました。2、新しい総合事業について、高齢福祉課より説明がありました。介護保険制度改正により、1、介護予防給付として、全国一律の基準により提供されている介護予防、訪問介護及び介護予防通所介護について、あさぎり町が取り組む地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業に移行します。2、介護予防事業で実施している、1次予防、2次予防事業の区別がなくなり、総合事業へ移行します。3、あさぎり町は、平成29年4月より実施します。次に議案44号のあさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明があり、制度の内容として、包括支援センターに置かれる主任介護支援専門員について、5年毎の更新制が導入されたものです。なお、省令改正では、平成25年度までの資格者についての、更新研修の受講時期については経過措置が設けられています。3、ごみ袋の指定に関する条例の一部改正について、町民課より説明がありました。議案第42号のあさぎり町ごみ袋の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について、の説明がありました。改正の内容は、第4条について、指定ごみ袋の基準で燃えるごみ大の袋の規格、80センチ×65センチを96センチ×65センチに改正するものです。価格は据え置きにされるそうです。その後、午後4時30分より本庁舎高山にて、北広島町呉市研修の勉強会を行いました。委員からは、効果のある保健事業実施のためには、医療費データ分析、医療機関等との連携が欠かせないと改めて痛感したとか、介護の状態にならないようにすることで、幸せな生活を送れる、この認知症予防や健康推進事業が、大事ではなどの意見が出され、北広島町や呉市のそれぞれ良かった事情をあさぎり町にも取り入れて、改善をしていきたいと感じました。以上で終わります。

◎議長（山口 和幸君） 次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。久保田建設経済常任委員会委員長。

◎建設経済常任委員長（久保田 久男君） 皆さん、おはようございます。建設経済常任委員会の報告を行います。昨年12月からの委員会開催については、お手元のとおりです。12月7日の2件の付託案件につきましては、現在、継続して調査審議中であります。事務調査の上財産区分収林の買い上げ状況については、分収林129件中、12月末支払いが89件69%、分収林継続13件、10%、保留11件、8%、新年度当初予算計上予定16件、12%で、約80%が買い上げに目途がつき、順調に進んでいるとの説明を受けたところであります。本年1月18日は、球磨地域振興局土木部との意見交換会を行いました。県から勝俣土木部長を初め10名、町から愛甲町長はじめ、建設、上下水道課から5名、議会から議長、全委員、事務局出席のもと、町内における土木部所管業務の整備状況、今後の道路河川整備に関する2点をテーマに意見交換会を行いました。初めての試みではありましたが、県に対し要望・提案等があり、意義ある交換会ができたと思っております。2月13、14日には視察研修を行っております。お手元に資料を配付しております。簡単に報告したいと思います。13日には、本町の喫緊の課題でもあります、集落営農生産組合の法人化問題で、大分県宇佐市を訪問しました。海拔が8メートルで、海岸線沿いの中山間地帯の農事組合法人、橋津営農組合「よりもの里」を視察研修し、農業改良普及センターOBで、組合事務局の中氏から説明を受けました。平成17年、組合数42名、資本金350万円、面積4.7ヘクタール、大分県で1番小さい法人で設立、わずか100日間で立ち上げられました。しかも無理をせず、自主性を尊重して推進してこられたとのこと、現代農業誌にも連載された法人でもあります。出資金は、反当2万円とし、それまでの個人所有の農機具は中古で買い取り、使用は自由にするという形態をとられています。農家はアルバイトに行く感覚で法人に預けた自分の農地、小作料、反当1万円を、自分の機械を使用し、時給をもらっております。平成20年から、2名の常時雇用者を採用し、現在3名体制での総収入35%を人件費に充てようという役員

の考えから、社員も自発的に意欲を持って励んでおられるとのこと。条件的にも、本町より決して恵まれているとは思えない中で、これからの地域の将来を見越し、先取りして、法人化に取り組んでこられた姿を見て、まずは一歩踏み出すことから始まることを教えられた貴重な研修だったと全委員心新たにしました。翌日14日には、福岡県農林業総合試験場の中の、久留米市にある資源活用研究センターを訪問しております。11.7ヘクタールの広大な敷地の中に、森林林業部と5部に分かれて、人材育成、環境教育などの普及活動、県産材の利用拡大、農林産物の輸送技術の開発、バイオマス資源の有効活用の研究、果樹、苗木、花卉、花木の生産技術と育種の試験研究等の総合的な研究機関です。農学博士の池田森林林業部長の講話を受け、質疑応答、館内を案内してもらい、研修を終えました。2月23日には、所管課より、新年度主要事業について説明を受けております。先般、全協で説明済みですが、再度詳細な説明を受けたところです。以上、本委員会の報告といたします。

◎議長（山口 和幸君） 次に、人吉球磨広域行政組合議員の報告を求めます。溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） おはようございます。それでは、人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告をいたします。28年の12月の22日には、第4回の定例会が開催されておりますが、本日は29年の第1回の報告をまずはさせていただきますと思います。2月の24日、午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、15番、椎葉弘樹議員、湯前町と、16番、倉本豊議員、湯前町が指名されました。日程第2、会期の決定につきましては、2月24日開会、2月25日から3月23日までを休会といたしまして、3月24日までとすることに決定いたしました。日程第3、行政報告につきましては、理事会代表理事から平成28年12月定例理事会から平成29年2月定例理事会の3回の理事会での審議事項について報告がありました。日程第4、議案第1号、平成28年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、日程第5、議案第2号、平成28年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第4号）、日程第6、議案第3号、平成28年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）、日程第7、議案第4号、平成29年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第8、議案第5号、平成29年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算、日程第9、議案第6号、平成29年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算、日程第10、議案第7号、平成29年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額、日程第11、議案第8号、人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第12、議案第9号、人吉球磨広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13、議案第10号、人吉球磨広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14、議案第11号、人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム福寿荘民営化検討委員会設置条例の制定について、の11議案を一括し、執行部の提案理由の説明、その後、日程第4、議案第1号から日程第6、議案第3号までの3件について補足説明を受け、議案毎に審議、質疑、採決を行い、原案のとおり可決し、1日目は散会となりました。以上、平成29年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の会議結果について報告いたします。

◎議長（山口 和幸君） 次に、公立多良病院企業団議員の報告を求めます。久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 皆さんおはようございます。それでは、平成29年第1回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会の報告をいたします。去る3月3日に、第1回定例会が開催され、議案9件が上程されました。主なものを報告いたします。議案第1号では、多良木病院企業団職員定数条例の一部改定でした。病院の収益増を目指すため、現在260人の職員定数を300人に改めます。平成29年4月から、5階フロアの地域包括ケア病棟化と、平成30年4月からの、緩和ケア病棟開設に向けて、リハビリ技師や、看護師等の職員を増員採用していきます。議案第5号では、平成29年度企業団当初予算については、収益

が総額39億9,802万5,000円、費用が総額41億3,979万8,000円、損益1億4,177万3,000円の純損失を見込んでの当初予算です。29年度町村負担金予定額、あさぎり町は2,170万1,000円となっております。病院事業では、平成28年度実績を勘案いたしまして、1日平均入院患者数140人、外来患者数395人、老健事業では1日平均入所者数、86.4人、通所者数43人、検診事業では、年延べ受診者数2万6,567人となっており、資本的収入は、町村負担金、補助金等で総額2億3,366万7,000円、資本的支出では、機械備品購入費などの建設改良費、企業債償還金で総額2億7,602万3,000円とするものでした。以上、全議案につきまして慎重に審議いたしました結果、いずれも妥当と認め、全員一致で原案どおり可決いたしました。一般質問では、多良木町選出の久保田たけはる議員が、新改革プランについて質問しました。その中で、関係町村の一般負担金の考え方についても質問しましたが、開設者協議会会長より、29年度の早い段階で、普通交付税分については確認をした上で回答するとの答弁でした。その後、予算審議の中でも、あさぎり町選出の小見田和行議員より、総務省通達による繰り出し基準による負担金は幾らになるのかという質問では、事務方より4億3,000万という答弁があり、議員席より驚きの声が上がりました。現在、関係町村が負担している実繰入額は2億8,000万円で、およそ1億5,000万円の開きがあります。この数字が示すように、不採算事業を社会的使命から引き受ける今後の病院経営に関しては、黒字化に進もうとも、町の持ち出しを減額していくという事はなかなか容易なことではないと感じました。今後協議が必要な懸案であります。そのほかに、病院の現状、2次医療圏での役割分担、県が策定する地域医療構想を踏まえて、球磨郡公立多良木病院新改革プランが策定されております。この新改革プランでは、多良木病院が地域の包括ケアの中心的な役割を担っていく決意が伝わってまいります。日付が前後しますが、2月22日に行いました、第2回経営支援等に関する特別委員会におきまして、沖縄県監査委員事務局より高知東先生をお招きし、公立病院の経営を考えると題しまして講演をいただきました。講演の内容と考察をお伝えしますと、事務方がしっかりしている病院ほど経営内容が良好であり、経営形態と病院収益に関係性はない。公立多良木病院は研究調査費が極めて少なく、医師のみならず、スタッフを含めたところでの今後の病院を支えていく人材を育てるためにも、予算をつけるべきである。医師の招聘については、多くの場合、医師は給料の多さで赴任を決めるのではなく、いかにその病院に必要なされているのか、また学会への参加等の医師としてのスキルアップを応援してもらえるのかという部分を大事にしている。ここ数年、公立病院改革において、一部適用から全部適用、そして地方独立行政法人、指定管理制度への移行という流れがあり、独立行政法人への移行が進んだ病院では、職員定数の自由裁量が1番のメリットとなっている。今回の議案にも上がっておりました定員数の改定については、この講演の内容からも理解しやすいものとなりました。今回の高知先生の講演内容で1番重要な部分は、我々公立多良木病院が、この地域で将来にわたって本当に必要な医療とは何かということを選択しなければならないということです。どこまでの医療領域を請け負って、どの事業領域から人を吉医療センターを初めとするほかの病院に任せるのか、住民負担と医療サービスのバランスという根本となる難しい問題を、病院と行政、そして議会が議論していく場を設けて、明日の病院の姿を決めることが最重要課題であると考えさせられる特別委員会での講演でありました。以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告といたします。

◎議長（山口 和幸君） 次に、上球磨消防組合議員の報告を求めます。市岡議員。

○議員（1番 市岡 貴純君） 皆様、おはようございます。上球磨消防組合議会の報告をいたします。昨年12月19日にも、28年第2回定例議会がございましたので、2議会の報告をいたします。まず初めに、平成28年上球磨消防組合議会、第2回定例議会について、お伝えいたします。お手元の資料により、主なものを報告いたします。湯前町議会の改選により、金子議員の選出がされましたので、報告いたします。続きまして、同意1件、認定1件、承認1件、議案2件、発議1件、としております。同意に対しましては、

上球磨消防組合監査委員の選任について、牧本税理士事務所、所長牧本みつあき氏を監査委員に選任することについて、原案どおり同意いたしました。続きまして認定につきまして、平成27年度上球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、歳入総額8億8,692万7,000円、歳出総額8億7,549万4,000円とする、平成27年度一般会計歳入歳出決算について、原案の通り認定をいたしました。続きまして、専決処分の承認を求めることについて、一般会計補正予算第1号、専決処分については、原案どおり承認いたしました。続きまして、平成28年度上球磨消防組合一般会計補正予算につきまして、また議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例について、この2議案につきましては、原案のとおり可決、成立いたしました。続いて、上球磨消防組合消防庁舎建設調査特別委員会の設置に関する決議につきまして、委員長に多良木町選出、山中議員、副委員長にあさぎり町選出、橋本議員が就任し原案どおり決定いたしました。続きまして、平成29年第1回上球磨消防組合議会定例会について報告いたします。昨日、平成29年3月6日、月曜日、上球磨消防署会議室におきまして、平成29年第1回上球磨消防組合議会定例会が開会されました。上程内容といたしまして、承認1件、議案5件、一般質問1件でありました。まず、承認に関しましては、専決処分を求めることについて、この件につきましては、本庁舎敷地内に有した県有地の取得に関して、多良木町が購入していただいた際の購入額より56万2,000円を減額補正したもので、原案どおり承認されました。続きまして上球磨消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、また上球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について審議され、本議案は2議案とも原案どおり可決されました。上球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、熊本県人事委員会の勧告による条例改正案で、本議案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、平成28年度上球磨消防一般会計補正予算（第4号）については、平成28年、上球磨消防組合消防庁舎改築工事設計業務委託事業を平成29年度へ繰り越すことに伴う委託料で2,160万円を繰越明許費とする補正予算案で原案どおり可決をいたしました。続きまして、平成29年度上球磨消防組合一般会計予算についてですが、一般会計予算、歳入歳出総額それぞれ5億6,000万円、新庁舎建設土地造成費、また、指令台更新、無線移設設計業務費を含む予算案で原案どおり可決しております。最後に一般質問ですが、一般質問を軽車両の救急車の配備について、こちらは多良木町選出の山中議員より提出されました。吉瀬組合長の答弁といたしまして、軽車両の救急の配備については、必要性はないとは言えないが、管内全体での救急業務を考えた場合に、高規格救急自動車の配備を継続していくことが、効果的であるという回答で、配備については、現時点では、考えてはいませんが、今後の検討課題にしていくとの答弁でした。以上で報告を終わります。

◎議長（山口 和幸君） はい、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

日程第4 行政報告及び教育行政報告

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第4、行政報告及び教育行政報告を行います。まず行政報告を行います。町長。

●町長（愛甲 一典君） おはようございます。まず、私の方からまず先に行政報告をいたします。お手元に資料がありますので、それに基づきまして、特に様に報告したい内容について報告いたします。開けて2ページの1番最上段の項目であります。12月13日、健康21計画、それから食育推進計画ということで、おどろ健康づくり大会を実施をいたしております。非常に参加が多くて、非常にいい催しになったなと思い

ますけれども、このときは、免田小学校の食育ということで、これは学校からの発表、それから食事改善の方たち、女性の方たちおられますけど、こちらからの発表、加えて最後に花ちゃんのみそ汁ということで、映画の鑑賞会があつてます。非常に好評だったということであります。こういうことを今後とも続けてまいります。中ほどにありますけど、12月15日、あさぎり町民生委員会・児童委員会の委嘱を行っております。現在のあさぎり町の民生委員の方の定数は43名で、現在43名の方が活動していただいております。任期は3年でございます。ただ、今御存じのとおり、非常に生活環境がですね、変化してまして、この民生委員の方たちの活動が非常に重要なものになってきているということで、町としても、時々情報交換しながら、側面的な支援を行ってまいります。次のページ、下から3番目ですね、1月19日、生活支援サービス意見交換会ということで行っております。このときはですね、高齢者の生活支援介護予防サービスの充実に向けて、あさぎり町のいろんな、各担当いただいている方、53名に集まっていたいただきましてですね、基本的な考え方としては、包括ケアに向かつての、どうやって進めていくかということですね、いろいろと立場を変えて意見交換をしたということであります。今まさに包括ケアということでですね、病気になったら、まずかかりつけのお医者さん、次に、2次医療、そして高度医療ということで、こう移っていくわけですけど、逆に今度は、戻ってきて、自宅でのケアも今後見ていくということでですね、こういった仕組みをどう構築していくかということが、国が求めている大きな課題ということでございます。次のページでございます。上から2番目、1月26日、これも同じようなことですけど、在宅医療講演会ということで、こちら公立多良木病院の春口先生のほうにお越しいただきましてですね、今先ほど申しました、地域包括ケアシステムの今後のあり方、それから現在訪問診療等を行っていただいておりますけど、そういうふうなことにつきまして、講演会ということで135名の参加があつております。あと中ほどで、1月28日、日本遺産めぐり健康ウォーキング大会を行っております。今回は53名の参加ということでありましたけれども、再度ですね、町といたしましても、少なくとも、3つ程度ですね、あさぎり町のみならず、ほかからも来ていただけるようなウォーキングコースをですね、今後、策定して進めていきたいと考えております。次のページ、1番上のところで2月8日、食と農の交流フォーラム、第15回がですね、開かれております。これは地元紙等でも、大きく捉えていただいておりますけど、毎年ですね、非常に盛況で、小学生の発表から地元食材の試食会等ですね、好評を得た取り組みになっております。是非、議員の皆さんもですね、参加して状況を見ていただければと思っております。これについては、全部地元の自主事業としてですね、町からの支援はなく行なっているところでございます。それから下から3番目、2月20日、平成28年度あさぎり町産業活性化の講演会を行っております。これにつきましてはですね、京都にあるネギがあつてですね、ちょっとネギが特徴のあるネギだそうですけども、このネギがですね、非常に香りとか食感がいいということで、このネギをそのラーメン店の、入れるそれだけの取り組みして、特化してですね、やられたんですね。それを小さくやって、だんだんと需要が増えて、農家を広げていって、その地域の農家も元気につながって、自らの仕事も大きくなったということで、0からやって、10年から15年くらいですかね、15億円ですね、年商になつてるといふ取り組みが講演会として行われたところでございます。以上、今回は以上でありますけど、入札経過につきましては、次ページに記載しておりますので、後でご覧ください。以上、簡単ですが、行政からの報告といたします。

◎議長（山口 和幸君） 次に、教育行政報告を行います。教育長。

●教育長（中村 富人君） お手元にあります、教育行政報告の資料をもとに報告をいたします。主なものについてのみ報告をいたします。まず1ページでございますが、最初の項目でございます。あさぎり町青少年健全育成町民大会、12月4日に行っております。これは生活福祉課と一緒にやっております。また社会を明るくする運動とも連携をしております。ここでは読み聞かせ戦隊お話マン、坂本健一氏による講演が非常

に特徴がございまして、いろいろと評価が高いものでございました。次に、1番下でございますが、12月の18日、第64回球磨一周市町村対抗熊日駅伝大会、Aチームについては、2区では1時トップにもたりましたが、結果とすれば、Aチームが3位、Bチームが11位でございました。次に2ページにまいります。上から二つ目でございますが、平成29年の1月4日、平成29年あさぎり町成人式、これには議員の皆さんもたくさん御出席いただきましてありがとうございます。対象者が196名、うち出席者が170名でございました。その下でございます。1月13日、学級編制市町村ヒアリングが行われております。これは来年度の小中学校の学級編制について、仮届け出をするものでございます。この結果をもとに、来年度の学級編成がなされていきます。来年度につきましては、小学校は899名、昨年度に比べまして、マイナスの11名でございます。学級数が46学級、これは昨年度比マイナスの1学級でございます。中学校は471名、昨年と比べまして、マイナスの19名でございます。また、学級数は17学級、これは昨年度と変わりません。次に3ページにまいります。上から三つ目でございます。これにつきましては先ほど町長のほうからございました日本遺産文化財めぐりウォーキング大会、これは健康推進課と連携して共催でやっておりますので、町長の報告のほうにもございましたが、ここでは省かせていただきます。その次の次でございますが、2月の5日、子供体験活動アイススケート楽しもうを例年行っております。アイススケートの体験活動でございます。これも本年度も、青年団員11名の協力のもとで、菊陽町のサンリースポーツパレス・アスパにおきまして、体験活動を行っております。その次、2月7日、第3回あさぎり町教育フェスティバル、これにも議員の皆さんもたくさん御出席いただきありがとうございます。御礼を申し上げます。アンケートを見ておりますと、免田小学校の英語の発表が例年に比べて、とても高かったというようなそういう評価がありました。また、深田小学校が、地域と一緒にになりました起業、仕事を起こす体験活動、この発表を行いました。これにも非常に注目をされておりました。参加者がきちっとした参加者は275名でございましたが、300名を超えるという参加があったと聞いております。次に、最後のページにまいります。上から2番目でございます。2月の11日、須恵文化ホール自主文化事業、薩摩舞踊団の風雅っていう公演を行いました。来場者数がちょうど、もうほんとにちょうど200名でございました。車の数がとても少なく、不思議な光景でございましたが、高齢の方が参加が多くて、いわゆる送り迎えという、そういう形で参加をしておられたように思います。最後でございます。2月26日、あさぎり町芸術祭須恵文化ホールで行っております。57のプログラムがございました。もう終日大変賑わった芸術祭でございました。以上です。

日程第5 施政方針説明

- ◎議長（山口 和幸君） 日程第5、施政方針説明を行います。町長から平成29年度の施政方針を述べたいとの申し出がっております。これを許可いたします。町長。
- 町長（愛甲 一典君） 平成29年度当初予算を上程し、御審議をお願いするに当たり、平成29年度あさぎり町町政の基本的な考え方並びに、本年度の主な取り組みについて、施政方針を述べさせていただきます。議員各位を初め、町民の皆様の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。まず、現状認識でございます。平成15年、合併時のあさぎり町の人口は1万8,198人でしたが、合併14年後の今年1月末の人口は、1万5,886人と約13%の人口減となりました。国や県、そして市町村が人口減少に立ち向かっていますが、現在も東京を中心に大都会への人口の集中が続いております。国は地方創生を掲げ、声だけではなく、今後数年間は徹底して日本の人口減、特に地方の人口減対策を、国政の最重要課題として進めてほしいと願っております。一方で、米国の大統領交替、イギリスの欧州連合離脱、日本周辺隣国との緊張など、世界レベルでの政治経済が大きく変化し、不安定な状況となっております。国内においても、国の借金が1,000兆円を超える中で、地震や水害といった大きな災害対応で、国の財政はますます厳し

いものとなっております。このような環境の中で、あさぎり町はどう生き抜いていくのか、その政策は大きく二つ、一つは、あさぎり町としての地方創生、健康と幸福をはじめ、安心して暮らせる町づくりを、町民の皆さんの力を結集して進めること。二つ目は、郡市一体が連携し、農業を初めとした、産業の差別化や観光などの活性化を進めることです。あさぎり町の地方創生や、町活性化の取り組みが、目に見える形にするためには、町民の各種団体の皆様、JA、商工会との連携と協力が必要です。また、あさぎり町全体に元気の輪が広がるために、役場職員による集落支援が必要と考えております。球磨郡の中心部に位置するあさぎり町が、元気であるかどうか、周辺町村にも大きく影響します。今年度も、町議会議員の皆様もとより、あさぎり町の皆様の御理解、御支援をよろしく願いいたします。平成29年度の主要な取り組みについて説明いたします。1、あさぎり町地方創生の推進。地方創生成功のカギは、地元にあるものを活かし、他の町村と差別化した取り組みができるかが勝負どころと考えております。他の町村との差別化が可能なことの一つ目として、幸福と名がつく全国で唯一現役のおかどめ幸福駅、二つ目は、地元で信仰が深い谷水薬師、そして、あさぎり町にある伝統校、南稜高校と考えております。だれもが願う健康の取り組み。現在実施している健康関連の事業から、評価が高い項目を選び、さらに町全体に広げていく計画です。子供のころからの健康な心と体づくりと、生涯にわたって、病気の発症や重症化を予防する取り組みで、健康寿命を延ばします。若いころから自分の健康は自分で守ることを、実践できるように支援します。町の食材を生かした健康料理の普及。深田地区で開催されている、食と農の交流フォーラムは、先般15回目が開催され、地元紙に大きく取り上げられるなど、子供たちの食育や地域の交流に大きく寄与しております。また、食生活改善推進協議会も継続的な活動で、町のさまざまなイベントを支えていただいております。健康に良い食材と、それを使った健康料理の普及を、地域おこし協力隊や、南稜高校と連携して進めます。文化ホールの自主事業に健康事業を加える。毎年4回開催していますが、このうちの2回を健康と幸福をテーマにした事業にして取り組んでいきます。ふれあい美化活動の推進。町の公園や地域の草取り花植えなど、既に自主的に取り組んでいただいておりますが、この美化活動を支援し、同時にふれあい活動ができ、健康に結びつく取り組みを考えていきます。谷水薬師周辺の整備。あさぎり町健康のシンボルとして、谷水薬師周辺を整備する案を平成29年度にまとめていきます。次に幸福の町づくり。おかどめ幸福駅は、旧免田町のPRもあり、以前は観光バスの立ち寄りも多い駅でありました。日本で唯一、幸福と名のつく現役の駅周辺を、魅力ある田園地域として整備することで、人吉球磨の観光の拠点の一つとしていきます。また、おかどめ幸福駅を訪れた観光客が、あさぎり駅や谷水薬師を周遊して、町に一定時間滞在していただく仕組みづくりを考えていきます。現在のおかどめ幸福駅売店、農産物加工所を国の地方創生拠点整備交付金を活用して、魅力ある農産品販売加工所としてリノベーションしていきます。駅周辺の草刈りや花植えなどの管理運営を住民と協働で行い、おかどめ幸福駅にふさわしい環境美化に努めます。土曜、日曜日に来られる観光バス利用客を対象に、心のこもった接待ができるように、おもてなし隊の組織化を進めたいと考えております。岡留公園は、幼児を連れた家族に人気の場所で、利用者が多く、駐車場が不足していることから、黒田公民館分館側の駐車場の拡張整備を行います。球磨川サイクリングロードを利用した、上球磨のチャリンコ下りなど、湯前からおかどめ幸福駅、おかどめ幸福駅から人吉方面へと、家族で楽しむサイクリングのモニターツアー等を行いながら、可能性を見きわめていきたいと考えております。次に、南稜高校との連携。今年2月、南稜高校とあさぎり町は、連携協力包括協定を取り交わしました。この協定に基づき、南稜高校とあさぎり町が連携して、南稜高校生によるスイーツ等の開発と販売を進めていきます。また南稜高校がさらに魅力アップしていくよう、あさぎり町として、南稜高校の取り組みを側面から応援していきます。2です。大きな2です。産業の活性化。働く場をどう維持して、増やしていくのか。私が町長として一貫して考え取り組んでいることです。町の政策として、最も難しい取り組みと認識しておりますが、あきらめず粘り強く、地域に根差す事

業の強化や新規展開に向け努力いたします。旧深田中学校跡の工場団地化を目指す。旧深田中学校跡地は交通の利便性や、水の確保も可能なことから、農産物を中心とした加工工場としての立地に適しており、幾つかの問い合わせもあっております。グラウンド跡地の一角に、現在薬草加工場を建設中ですが、今後旧教室棟本館を解体して更地にし、本格的に工場誘致に向けて取り組みます。薬草加工場の建設事業の拡大。全議員の皆さんの支援のもとに、5月には旧深田中学校グラウンド跡地に薬草加工場が完成する予定です。これを機に、球磨人吉での薬草栽培面積の拡大に努め、安定した収入が確保できるように進めていきます。農業支援センターの活動強化。いよいよ平成29年度から農業支援センターが本格的に稼働いたします。農家共通の課題解決や業務支援を行い、農業経営の安定化に向けた支援に取り組みます。ネット販売力の強化。農産物を初め、町の特産品、販売拡大のためには、インターネットでの販売が不可欠です。インターネット販売を目指す人達のレベルアップを図り、あさぎり町全体として、ネット販売の底上げをいたします。ふるさと納税。今やふるさと納税は町のPRと、農家所得の向上に欠かせないものとなっており、ふるさと納税受付サイトや商品構成を見直して、ふるさと納税が増えるように取り組みます。ウィンターフェスティバルの強化。あさぎり駅前年末のイルミネーションは、冬の風物詩として評価が高く、商工会青年部はじめ、実行委員の皆様感謝いたします。今後も郡市一のイルミネーションとなるように支援し、集客につながるよう取り組みます。集落営農の法人化。あさぎり町には、25の集落営農組織がありますが、集落営農組合が組織化され、11年たった今も国が求める法人化ができておりません。平成29年度において、法人化への期待が高まりつつあり、25の集落営農組織が法人化をそれぞれに検討することについては尊重しつつ、あさぎり町全体を一本化した営農組織の法人化の可能性についても、関係団体との協議、先進地研修などを行います。3、人材の育成。何をなすにも最後は人です。今後、特に力を入れたいと考えている事項は、次のとおりであります。小中学校の育成。あさぎり町教育振興基本計画の基本目標に掲げてある、生きる力を育むが最も重要と考えており、自分で考え発表し、人との対話がしっかりできる教育を行い、社会人として活躍し、自活できる人材育成を進めます。加えて、グローバル化に対応できる英語力の強化で、特徴のある学校を目指します。後継者育成。産業活性化協議会で、先般開催された6次産業農商工連携についての講演は、100名を超える参加で、若い経営者により先進事例研修となりました。今後も、元気の出る講演会や意見交換会を行います。保育所・認定こども園の支援。4つの町立保育所を昨年度から民間に移譲しましたが、いずれも安定した運営をされており、関係者に感謝いたします。今後も、町として指導や、支援をする責任があり、保育所を中心に、子育ての基本である、講演会や勉強会などを適時実施していきます。役場職員のスキルアップ。平成29年度から毎年職員1名を県に出向させ、スキルアップと人脈づくりを行うようにいたします。また、被災地へ職員1名を1年間派遣し、その体験を町の災害対応に活かします。4、行政改革。平成28年度から、実行に移している第3次行政改革プランに沿って進め、今年度は特に次のことについて取り組みます。温泉施設の再構築。上ヘルシーランドのリニューアルを、平成29年度末完了目標に進めます。岡原のふれあい福祉センター温華乃遥については、あさぎり町の福祉の拠点化を目指して、本年度設計に着手します。深田の高山荘は来年度解体する計画です。上財産区の今後の方向づけ。上財産区については、2カ年にわたる検討委員会での協議を踏まえた管理委員会からの要望を受け、議会とも協議を重ねてきました。引き続き上財産区管理委員会と十分協議をしながら、上地区の皆様説明会を行った上で、上財産区の方針を定めていきます。水道料金改定に伴う住民周知。平成30年度からの水道料金改定に向け、給水原価が供給単価を上回る原価割れ状態であることや、経営状況から、料金改定の必要性について住民周知を行います。下水道の公営企業会計移行準備と管路長寿命化計画作成。下水道会計の公営企業会計適用を平成32年度を目途に準備を進めており、平成29年度に企業会計移行準備調査及び基本計画策定業務委託を行う予定です。国の下水道長寿命化支援制度を受けて、管路施設長寿命化計画作成、ストックマネジメン

ト事業に取り組み、あわせて成果資料を公営企業会計移行に活用していく方針です。5、安心安全なまちづくり。見守りカメラの稼働。あさぎり町の犯罪防止や安全確保、行方不明捜査の迅速化を目的に、町内17カ所にカメラを設置し、4月から試験運用し5月からの運用開始を目指しております。プライバシー保護のために、カメラデータ開示については、多良木警察署と協議し、運用方法を定めた上で実施をします。自主防災力の強化。安心安全なまちづくりを推進するため、自主防災力の強化を目指し、自主防災組織の育成、避難訓練など、消防団、消防署等関係機関と連携し整備に努めてまいります。道路及び橋梁の整備。通学路の歩道整備及び道路ストック総点検に基づく舗装補修や、橋梁補修を実施します。さらに、2車線主要道路において、白線が消えているカ所が多く、まずは中央の白線引き直しを進めます。6、福祉の充実。地域包括ケアシステムの構築。高齢者やその家族の視点に立ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの構築に向け、今年度特に地域サロンや健康体力づくりを実感できるいきいき百歳体操の普及、拡大を進めていきます。障害福祉の充実。障害の有無にかかわらず、安心して地域で暮らすことができる町づくりを目指し、障害福祉サービスや、相談支援等を利用できるように、提供体制の確保やサービスの充実等を継続して取り組んでいきます。子育て環境の充実。家庭や地域、学校などで、安心して楽しく子育てができる町づくりを目指し、母子の健康づくりのための相談体制や就学前児童の保育サービス、放課後児童対策の充実等、継続して取り組んでいきます。7、広域連携の取り組み、観光について。人吉に来られる観光客に、いかにして上球磨に来ていただけるかが重要であり、水上村が進めているクロスカントリーが、平成29年5月にオープン予定で、この施設とのコラボや上球磨の町村と連携し、あさぎり町への集客増に取り組みます。地域医療について。地域医療の拠点である公立多良木病院は、医師確保に努めた結果、少しずつ医師が増え、診療体制が整って、経営的にも、大きく改善されてきています。今後とも、さらなる医師確保に努め、信頼される病院を目指して、4町村の開設者が協力し取り組んでいきます。また郡市一体となった地域医療と介護連携の枠組みづくりに努めていきます。上球磨消防署について。現在の消防庁舎は、耐震基準を満たしていないことから、建替えが必要で、現在、建屋の設計を発注しており、平成31年度の建設を目標に進めていきます。8、平成29年度予算編成の概要。平成29年度当初予算編成について、基本的な部分を述べさせていただきます。平成29年度の予算総額は、98億9,385万2,000円であり、前年度予算と比較した場合、3億7,013万2,000円の減となっています。あさぎり町に課せられている最大の課題は、合併特例の一つである普通交付税が、現在、1本算定への移行期間であり、段階的に削減されていることにあります。今年度は、合併算定替えと1本算定の差額の70%が削減されます。歳入予算を見ますと、約半分を占める普通交付税は、4月本算定を受けて決定されますが、現段階では、地方財政計画を参考としたときに、44億5,000万程度と見込んでおり、前年度に比べ約3億5,000万円の減となっております。予算計上額は、留保財源を確保するため、40億7,208万7,000円としており、財源不足のため、財政調整基金を取り崩し、3億円繰り入れとしております。歳出予算を款別に見てみますと、議会費、商工観光費、土木費及び消防費が前年度に比べプラスとなっており、総務費、民生費、衛生費、農林水産事業費、教育費及び公債費については、前年度と比較してマイナスとなっております。なお、一般会計における平成28年度末の地方債残高見込みは、107億9,736万2,000円で、この額から平成29年度償還する元金、12億421万6,000円を差し引き、平成29年度中借入れ予定の町債6億8,070万円を加えた102億7,384万6,000円を、平成29年度末地方債残高と見込んでおり、平成28年度末残高見込みに比べて、5億2,351万6,000円の減となります。今後においても事業の精査を行い、地方債残高と公債費の圧縮を図りながら、経常経費の削減を初めとする、効率的な行財政運営に取り組みます。各特別会計については、会計独立の原則により、国県補助金やその他の特別財源の確保と経常経費の削減を行い、安易に一般会計からの繰入金に頼ることなく、効率的な予算編成を心がけて

おります。最後に。あさぎり町の知名度が上がり、結果、あさぎり町の農産物や、さまざまな加工品が売れる、このような展開を長期的な目標として、進めたいと考えております。健康と幸福を軸としたあさぎり町づくり、今年から目に見える形で進めていきます。この成功のキーワードは、あさぎり町の商工会や、JAを初めとした、町のさまざまな団体や組織の皆様が、目標を共有し、ともに頑張れるかどうかです。あさぎり町役場としても、職員全員が力を結集し、元気で魅力のある町づくりを進め、人口減という大波に立ち向かっていきたいと決意しております。町民の皆様の御理解と多くの参加をお願いし、施政方針といたします。どうぞよろしく願いいたします。

日程第6 議案第39号

◎議長（山口 和幸君） 日程第6、議案第39号、あさぎり町特別支援学級等通学支援事業条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第39号、あさぎり町特別支援学級等通学支援事業条例の制定について。あさぎり町特別支援学級等通学支援事業条例を別紙のとおり制定することとする。平成29年3月7日提出、あさぎり町長、愛甲一典。提案理由でございます。あさぎり町立小中学校に設置している、特別支援学級等に在籍する児童生徒に対する通学支援を行うため、本条例を制定する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めため提出する。以下、詳細につきましては、担当より説明申し上げますので、どうか可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） おはようございます。議案第39号、あさぎり町特別支援学級等通学支援事業条例について御説明申し上げます。この条例は、提案理由にもありましたように、あさぎり町立小中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒に対しまして、通学支援を行うために制定するものでございます。障害をお持ちの児童生徒の保護者の方々の、負担軽減を目指すものであります。条文をご覧いただきたいと思っております。第1条の目的では、障害のある人もない人も共に生きるくまもとづくり条例の目的に基づき、町内の特別支援学級等に在籍する児童生徒の通学支援に関し、必要な事項を定めるものとしております。第2条の事業内容では、通学の安全面等から車両による送迎が必要な者に対し、通学支援を行うこととし、保護者が就労や病気等の理由により、送迎ができない場合に、利用していただくものとしております。第3条の利用対象者ですが、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している者です。また、2号で、児童福祉法に規定します障害児としております。第4条では、業務の委託といたしまして、この業務を安全かつ確実に実施できると認めるものに委託するとしております。第5条で、この条例に関し必要な事項は規則で定めることとしまして、施行日を平成29年4月1日からとしております。送迎の利用につきましては、年内、36回分の利用券を発行いたしまして、送迎の範囲は自宅と学校間とし、その実費を委託業者へ支払うものとしております。以上で説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか
（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第39号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第41号

◎議長（山口 和幸君） 日程第7、議案第41号、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第41号、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。平成28年10月14日に提出された熊本県人事委員会勧告にかんがみ、本条例の一部を改正する必要がある、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 議案第41号について御説明をいたします。まず、この今回の、この条例改正の提案の背景と申しますか、経緯でございますが、ここ数年、例年、人事委員会、国の人事委員会の国家公務員の給与改定についての勧告、通常人勧と申しておりますが、それとほぼ同様の、例年でございますが、県のほうの人事委員会の勧告というの、ほぼ例年ですと、同様の勧告が出ていたような経緯がございます。ただ、平成28年度につきましては、御承知のとおり、熊本地震が発生しました関係で、熊本県の人事委員会の勧告は、その前提となります、民間の県内の給与調査というのが実施できなかったということで、県の人事委員会につきましては、給与改定につきましてはの勧告は、出されておられません。ということで二つの勧告が出た中で、本町含めまして、管内の多くの町村につきましてはですね、県の人事委員会の勧告に基づいた、給与対応をするという方向で進んでおります。今回のこの条例の改正案につきましても、そういった背景がございまして、給与につきましてはの、改正は行わずに、県の人事委員会でも勧告しております、扶養手当の見直し、そういったものを盛り込んだところでございます。内容につきましてはですね、具体的に申し上げますと、配偶者に係る扶養手当の額を、他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引き上げる、現在の具体的な数字を申し上げますと、現制度では、配偶者につきましては1万3,000円、子孫その他につきましては、6,500円、これ月額でございますが、これを経過措置としていたしまして、平成29年の4月から平成30年3月末まで、平成29年度中は、配偶者1万3,000円を1万円、子供につきましては、6,500円を8,000円、その他につきましては6,500円をそのまま6,500円、1年間の経過措置を終了いたしまして、平成30年4月以降につきましては、配偶者を6,500円、子供につきましては、1万円、その他につきましては、6,500円というふうに扶養手当を配偶者を手厚くから、子供について手厚くというような方向にいくものでございます。これはもう皆さん御承知のとおり、子育て支援という観点からの制度の改正ということでございます。あわせて、配偶者について減につきましては、働き方改革とか、女性の社会参加といった、そういった観点から、国の大きな政策の中での、こういった扶養手当につきましてはの改正が、国の方針として出ております関係で、今回の条例もそれに基づいたものでございます。今回の議案の本文につきましては、1ページからそういった内容を記載しておりますが、2ページの中ほど下、施行期日につきましては、この条例は平成29年4月1日から施行すると書いておりますが、先ほど言いましたように、その下の平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例、ここ以下につきましては先ほど言いました1年間の経過措置をこの中でうたっておるところでございます。ということで具体的な中身は先ほども御説明をいたしましたようなことで、扶養手当の改正を行わせていただくというものでございます。説明以上でよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山口 和幸君） ここで休憩いたします。午後は1時30分から再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時30分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8 議案第42号

◎議長（山口 和幸君） 日程第8、議案第42号、あさぎり町ごみ袋の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第42号、あさぎり町ごみ袋の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。あさぎり町ごみ袋の指定に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。ごみ分別の徹底と排出マナーの向上による環境整備のため、本条例の一部を改正する必要があると、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） それでは、議案第42号について御説明申し上げます。資料の最後のページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。この条例の第4条に、ごみ袋は町が指定したものに限るものとし、その基準を別表に定めております。今回は、別表の一部を改正するものでございます。別表の袋の種類、燃えるごみ大のところの袋の規格が、現行が80センチメートル×65センチメートルとなっておりますが、これを、96センチメートル×65センチメートルに改正するものでございます。大きさとしましては、以前の平型のサイズに取っ手をつけた大きさとなります。前のページに戻っていただきまして、施行期日は公布の日からとし、経過措置としまして、この条例の施行の際、この条例による改正以前のあさぎり町ごみ袋の指定に関する条例に規定するごみ袋で、現に残存する物は、なお使用することができるものでございます。以上で説明終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 10番、皆越です。この燃えるごみの、あさぎり町で消費される枚数ってというのはどのくらいありますか。

◎議長（山口 和幸君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） 販売の方、ふるさと振興社のほうでしていただいておりますけれども、年間大体50万枚程度になっているようです。大きいごみ袋に関しましてはですね。

◎議長（山口 和幸君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 同僚の一般質問において、町長の答弁の中で、1年間で50万枚というように記憶しております。5,900ぐらいの世帯数なんですよ、あさぎり町で。ということになりますと、割と燃えるごみ袋が使用量が多いんじゃないかなということと考えております。ですから、町の昨年の広報誌でお知らせというようなことで、燃えるごみ用のデザインが変わりましたというようなことで、広報誌で出していただきました。そこでちょっと私、お願いなんですけど、ただこのお知らせするよりもデザインが変わりましたじゃなくて、このマイバッグの推進と併せまして、広域行政組合の負担の軽減にもつながりますので、その辺のところの文言も加えて、この広報紙に今度掲載される時はしていただけないかなというその思いで質問させていただきました。

◎議長（山口 和幸君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） ありがとうございます。住民の方にとりましても周知の方法というのが1番広報誌がまず1番かなと思いますけれども、皆越議員おっしゃっていただいたように、分別の向上と、それからマナーの向上のために、広報誌等でも周知していきたいと思っております。ありがとうございます。

◎議長（山口 和幸君） ほかにありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第43号

◎議長（山口 和幸君） 日程第9、議案第43号、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第43号、あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案いたします。あさぎり町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。介護保険法施行令、平成10年政令第412号の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があり、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（上村 哲夫君） それでは、議案第43号について説明を申し上げます。今回の一部改正につきましては、この条例の上位法令である介護保険法施行令が一部改正されまして、平成29年4月1日より施行されることとなっております。このことを受けまして、本町における、平成29年度における第1号保険者の、介護保険料の段階の判定に関する基準の特例を適用しようとするものでございます。なお、この改正施行令は平成30年度からは通例となり、全国の保険者、自治体のことではございますが、施行しなければならないということとなっております。一部改正の内容といたしましては、平成29年度における特例として、保険料の段階の判定に、現行の合計所得金額から租税特別措置法に規定されている長期譲渡所得、または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとする内容とするものでございます。議案の次の改め文をご覧いただきたいと思います。介護保険条例の附則に、次の1条を加えるという条文で、

平成29年度における保険料率の特例措置の内容を加えまして、施行期日を平成29年4月1日からとしております。次の新旧対照表におきましても、附則を新しく追加するということから、条文内容を表右側の改正後（案）といたしております。今回の改正内容につきましては、介護保険料は条文にありますように、前年度の所得に応じて9段階で、所得指標が決まっておりますけれども、本人の責めに帰さない場合を含めた、例えますと、公共用地として自分の土地を譲渡した場合、最大5,000万円の控除又は他の例としましては、農地保有合理化事業により農地を売却した場合には、最大800万円の控除などが適用されていませんでした。今回の改正によりまして、国民健康保険、後期高齢者医療と同様の取り扱いとなりまして、土地の収用事業や大規模災害による集団移転、再区画整理などのやむを得ない場合などを含めました、保険者の負担の公平性を図ることができるものとして、今回改正を行うものでございます。説明以上でございます。よろしくお願いたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第44号

◎議長（山口 和幸君） 日程第10、議案第44号、あさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第44号、あさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案いたします。あさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある、提出するものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課課長（上村 哲夫君） それでは、議案第44号につきまして御説明申し上げます。今回の一部改正につきましては、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために、従うべき基準が定められております。介護保険法施行規則、これの一部改正が、昨年4月1日付け施行で行われたことに伴いまして、この条例を改正するものでございます。3枚目の新旧対照表で説明をさせていただきます。2ページでございます。失礼しました。改正条文にある中で、第4条第1項第3号中、第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの、という部分の条文につきまして、第140条の66第1号イ（3）（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第19号）附則第3条の規定により読みかえて適用する場合を含む。）に規定する主任介護支援専門員というふうに改めるものでございます。大変わかりにくい表現になっておりますけれども、この改正する、この条例の条文が上位法令であり

ます介護保険法施行規則の条文をそのまま引用していることから、このような内容の表記となっております。改正の内容といたしまして、介護保険法施行規則の改正によりまして、地域包括支援センターに必置、必ず配置しなければならない主任介護支援専門員、通称、主任ケアマネジャー又は主任ケアマネさんというふうと呼ばれておりますけれども、につきましては、本来、免許資格取得から終身の資格であったものが、今回の改正によりまして、5年ごとの更新制度が新たに導入されたものということを受けましての改正でございます。なお、平成25年度までの資格取得者の更新のための研修の受講時期につきましては、経過措置が設けられております。改正の趣旨といたしましては、主任介護支援専門員の役割が、地域包括ケアの推進にとって、今後ますます重要かつ役割が大きくなっていくことから、実践活動を通じた能力向上を行っていく必要があるという判断に基づくものでございます。なお、施行日は公布の日としております。改正省令の施行日は、昨年4月1日でございますけれども、経過措置の規定により、平成30年度末までに、実質的な影響はございませんので、これにさかのぼって適用する必要はございません。ちなみに、本町の地域包括支援センターにも、主任介護支援専門員1名が配置されておりますけれども、今回のこの改正に伴う必要な資格の更新研修につきましては、平成30年に時効予定となっている次第でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第45号

◎議長（山口 和幸君） 日程第11、議案第45号、あさぎり町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第45号、あさぎり町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について提案いたします。あさぎり町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例を、別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。簡易水道事業を廃止し、水道事業を統合するため本条例の一部を改正する必要があり、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） それでは、議案第45号、あさぎり町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを説明させていただきます。今回の条例改正の内容としましては、平成29年4月1日より、簡易水道事業を水道事業へ事業統合するために必要な5つの条例を改正及び条例の廃止を行うものでございます。内容につきましては、5ページ以降の新旧対照表により説明をさせていただきます。まず5ページのあさぎり町水道事業の設置等に関する条例の一部改正ですが、第3条第2項の給水区域に、簡易水道区域との区別をする上水道の文言を削除し、同条第3項の給水人口を6,000人から1万5,200人に、4項の1日最大給水量は3,100立方メートルとするから、1日最大給水量は7,6

00立方メートルにする、に改めるものでございます。これは、統合後の数字を計上することとしたものです。次に6ページをお願いいたします。あさぎり町水道事業給水条例の一部改正でございますが、第1条中ほどにあります。第1条、簡易水道を含むの文言を削除しまして、次の第2条中、及び別表2の文言を削除しております。別表2が簡易水道区域を表しております、別表1に統合することから、削除するものでございます。7ページをお願いいたします。第25条の別表3につきましては、別表2と改正いたします。次に、工事負担金の第35条につきましては、旧町村時代に実施しておりました住宅団地等の配水管等の設置は、町が工事発注・施工して工事負担金を徴収することを現在行っておりません。事業をされる方のほうで、直接工事を発注していただいておりますので、削除するものでございます。これによりまして、これ以降、9ページ48条までの繰り上げを行っております。10ページをお願いいたします。別表1に、別表2の簡易水道事業の区域をすべて統合で加えるものでございます。1番下にあります、別表3を別表2とし、内容につきまして、水田用の料金が、須恵地区において土地改良事業で設置されました水田かんがい施設のものでございまして、年額で徴収することになっております。表の料金欄に各種別の単位をつけ加えまして、水田用は既設供給区域のみとするものを表記し、加えるものでございます。次の12ページをお願いいたします。あさぎり町課設置条例の一部改正でございますが、上下水道課の事務分掌から、簡易水道の文言を削除するものでございます。次の13ページをお願いいたします。第3条2項におきまして、簡易水道の敷設工事監督者の資格基準が設けられております。水道事業に一本化するために、削除するものでございます。14ページをお願いいたします。第4条の第1項1号で簡易水道以外の水道ということで、文言が入っておりますが、この部分について削除するものでございます。以下2号から4号までは、条項の繰り上げ訂正を行っております。第4条の第2項につきましては、簡易水道の水道技術管理者の資格基準でございますが、これについては、水道事業の一本化のために削除するものでございます。16ページをお願いいたします。あさぎり町簡易水道事業特別会計条例につきましては、ここに載せておりますが、今回、条例を廃止するものでございます。4ページにお戻りいただきます。附則としまして、施行期日、この条例は平成29年4月1日から施行する。経過措置としまして、2、この条例の施行の日（以下、施行日という。）の前日までに改正以前のあさぎり町水道事業給水条例（以下改正以前の条例という。）の規定により、課した又は課すべき工事負担金については、なお改正以前の条例の例による。3、施行日の前日までに、改正以前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。説明は以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第46号

◎議長（山口 和幸君） 日程第12、議案第46号、あさぎり町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第46号、あさぎり町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定についてを提案いたします。あさぎり町スクールバス条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。あさぎり町立小学校において、スクールバスの利用を可能にする必要があるため、本条例の一部を改正する必要性があり、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） 議案第46号、あさぎり町スクールバス条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。皆様御存じのとおり、平成23年3月に皆越分校が閉校になっております。来年度、その皆越地区から約8キロあります上小学校へ入学する新入学児童がおります。現行のスクールバス条例におきましては、中学校統合時の遠距離通学を解消するために制定されていますことから、中学生に限られたものとなっております。今回の改正を行いまして、対象となる小学生も利用可能とするものでございます。最終ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。条例第2条に利用範囲規定がございますけれども、第1項第1号のあさぎり中学校へ通学する生徒の部分を、あさぎり町内の小学校又は中学校へ通学する児童生徒と改正するものでございます。路線につきましては、以前の皆越線を再開することといたしまして、車両につきましては小型車での運行を計画しております。以上で説明を終わります。どうかよろしくお願いたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 皆越です。今回は皆越から上小学校というようなことでございますけれども、今後またこういう事例が発生するかどうか、その辺のところ予測つきますでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） 今回入学される御家庭には、下のお子さんもいらっしゃる聞いております。また今後今回の通学に関しては皆越分校が閉校になってるという部分がございますので、こういった措置をとらせていただいておりますけれども、今後こういった御家庭がありましたら、当然このスクールバス条例、今回の状況と同じような措置をとらせていただく形になると思っております。

◎議長（山口 和幸君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） 今でもでしょうか、免田の小学校に下乙地区から生徒がバスに乗って通っておると思っておりますけれども、その件につきましては、今まで同様というようなことで考えているのでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） 今回の改正につきましては、あくまでも皆越地区から上小学校に入学します児童のための条例改正としておりますので、そちらのほうの、下乙地区の件につきましては、以前どおりとしております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） ほかにありませんか。久保田議員。

○議員（13番 久保田 久男君） 13番です。一つお尋ねします。提案理由につきましては理解したところであります。現在の運行しております須恵・深田地区におけるこの条例改正だけなら、その須恵・深田地区における6キロ以上の児童まで6キロで言えば中学校からでしょうけども。も含まれるような感じがしてならんのですが、どこかにこう例えば、学校からの距離とかない限りは、何か対象になるような感じがしてならんのですが、いかがでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長(木下 尚宏君) 小学校におきましては、当然、合併前から学校とそれから保護者の間での慣例と言いますか、取り決めによって、現在徒歩でも通学もされております。中学校において6キロ以上の遠距離通学ということで規定をスクールバス条例してありますので、小学生についてのスクールバスの利用については今回の皆越地区だけというふうに考えております。

◎議長(山口 和幸君) いいですか。久保田議員。

○議員(13番 久保田 久男君) わかるんですよ、そうではあるんでしょうけど、保護者が例えば、この条例を見て、ああ、できるんだと、例えば子供が何かけがをしたとか、バスで行けたらいいなと、親としては送迎できないといった場合、できるんじゃないかと、いう形になんか出てくるんじゃないかなって、ちょっと思うとですけどね。何かをきっかけに、どこにも皆越地区を対象にしたという、うたってありませんのでね。もう少しつけ加えないと、どこかにつけ加える必要があるんじゃないかなと、感じたもんですから、いかがでしょうか。

◎議長(山口 和幸君) 暫時休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

◎議長(山口 和幸君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。教育課長。

●教育課長(木下 尚宏君) スクールバス条例の中には、確かにそういうふうに思われる部分もあるかと思いますが、規則のほうでこの皆越線も含んだ路線を規定しております。ですので、そういった部分が、そういうふうに思われる方がいらっしゃるということであれば、規則のほうで何らかの規定を設ける形をとらせていただくになるかと思えます。以上でございます。

◎議長(山口 和幸君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第47号

◎議長(山口 和幸君) 日程第13、議案第47号、あさぎり町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第47号、あさぎり町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。あさぎり町奨学金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。あさぎり町奨学金利用者の奨学金償還に対する負担感を軽減するため、本条例の一部を改正する必要があり、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 教育課長。

●**教育課長(木下 尚宏君)** それでは、議案第47号、あさぎり町奨学金貸与条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。提案理由のほうにもありましたとおり、奨学金利用者の償還に対する負担感を軽減するために、一部改正を行うものでございます。最終ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。償還金の返還を規定した条文が、条例第14条にございますけれども、その第1項の2行目、後半からですが、奨学金は、貸与期間を2.5倍した期間を超えない範囲内において返還しなければならないとなっております。この貸与期間を2.5倍した期間から3倍した期間に改正するものでございます。高校で3年間貸与を受けた方は、現行では7.5年間、最長9年、大学4年間貸与を受けた方でございますと10年で償還をされておりましたけれども、最長12年で償還可能となるものでございます。施行日を平成29年4月1日からとしております。以上で説明を終わります。どうかよろしく願いいたします。

◎**議長(山口 和幸君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎**議長(山口 和幸君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎**議長(山口 和幸君)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎**議長(山口 和幸君)** これから議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎**議長(山口 和幸君)** 起立多数です。したがって議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第48号

◎**議長(山口 和幸君)** 日程第14、議案第48号、あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●**町長(愛甲 一典君)** 議案第48号、あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。あさぎり町岡原運動公園の全面芝生化に伴い、施設利用料を改定するため、本条例の一部を改正する必要があると提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎**議長(山口 和幸君)** 教育課長。

●**教育課長(木下 尚宏君)** それでは、議案第48号、あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。岡原総合運動公園、通称森園カントリーパークでございますけれども、平成27年度事業におきまして、ソフトボールコートとしていたクレ一部分がありますけれども、そこを芝生化させていただいております。それに伴いまして、今回コート区分を改正し、料金表を改めるものでございます。最終ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っておりますけれども、現行の表、1番左の区分欄でございますけれども、それぞれソフトコート、ゲートボールコート、サッカーコートの三つの区分としております。これを右側の改正後の表で、ゲートボールコートと全面芝生化しました部分を多目的コートとしまして、その多目的コート部分を、更に使用目的に応じました、スパイクを使用する競技とスパイクを使用しない競技と、いわゆる芝に影響を大きく与える競技とそうでない競技に区分けいたしまして、使用料金に反映させた改正案としております。芝生部分を多目的コートとしましたのは、サッカーなどの競技性の高いスポーツ、それからニュースポーツでの使用ですとか、保育園・幼稚園、あるいは小学校等の遠足など、多様な利用が考えられますことから、多目的コートという名称にしております。なお、施行日を平成29年4月1日からと

しております。以上で説明終わります。どうぞよろしくお願いたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番小見田です。前の説明の時にも質問いたしましたけど、今度改正でソフトボールコートを一応削除されて、現実的にソフトボールはできない状況でありますので、区分から外されております。新たに改正後においての、ゲートボールコートでございますけど、現にゲートボールコートでゲートボールされる方と、それからグランドゴルフをされる方では、グランドゴルフの方が多いんではなかろうかと思うんですね。その際、現実的な観点から条例化するんであれば、このことについても名称に対して1考察要るのではなかろうかと思うんですよ。多分ゲートボールじゃなくてグランドゴルフが多いんであれば、それなりのところを加味した区分、名称に改めるべきではないかと、この前も申しておりましたけど、その後担当課のほうでどういうふうにお考えになったのでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） 今現在、ゲートボールコートとしておる部分で、グランドゴルフをしていただいている部分がございます。実を申しますと、その方々は元々いわゆるソフトボールコートとしていたところでグランドゴルフをされていたという事実がございます。ですので、今回多目的コートという部分での、いわゆるスパイクを使用しない競技の部分で使用していただくような形での今回のこの料金改定をしたところがございます。確かにゲートボールコートでゲートボールでの利用というのは、なかなか今現在行われていないのが実情ではございますけれども、一応今回はこれで使用区分としての形を取らせていただいて、今後そういうことであれば、またこの名称に区分についてはまた考慮をしていきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

●議会事務局長（片山 守君） 起立、礼、お疲れ様でした

午後2時13分 散会